

○東京都市町村公平委員会文書専決規程

(昭和42年4月1日
訓令第2号)

改正 昭和42年 8月17日 訓令第3号

平成21年 3月30日 訓令第2号

第1条 事業の決裁に関する権限は、別段の定があるものを除き、この規程の定めるところによる。ただし、当案が異例もしくは、疑義にわたりまたは特に重要と認められるものは、東京都市町村公平委員会（以下「委員会」という。）の議決を経または委員長の決裁を受けなければならない。

第2条 委員会の議決を経る事案は、次のとおりとする。

- (1) 委員会規則の制定および改廃に関すること。
- (2) 勤務条件に関する措置の要求の事案の制定に関すること。
- (3) 不利益処分 of 審査の請求の事案の判定ならびに指示に関すること。
- (4) 職員団体の登録ならびに登録取消のための口頭審理に関すること。
- (5) 特に重要な告示、訓令、通達等に関すること。
- (6) 事務職員の任免その他人事に関すること。
- (7) 前各号のほか特に重要な事項に関すること。

第3条 事務長が専決できる事案は次のとおりとする。

- (1) 事務職員の出張、忌引中出勤、旅行、欠勤、請暇、超過勤務、または休日勤務に関すること。
- (2) 報告、答申、進達および副申に関すること。
- (3) 告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答、諮問および通知に関すること。

第4条 専決事項中必要と認めた事項に関しては、委員会または委員長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年8月17日訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。